

国見町告示第 17 号

国見町消防団機能別団員設置要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 12 日

国見町長 村 上 利 通

国見町消防団機能別団員設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、火災、大規模災害等発生時において、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被害の軽減に寄与するため、元消防団員として培った豊富な知識、技能等を活かして、災害等の現場で不足する消防力を補完するため、国見町消防団機能別団員（以下「機能別団員」という。）の活動内容等について必要な事項を定めることを目的とする。

(活動区域)

第 2 条 機能別団員の活動区域は、町内一円とする。

(資格)

第 3 条 機能別団員の資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本町の区域内に居住する者もしくは、町内に勤務地を有する者
- (2) 年齢 7 5 歳未満の者
- (3) 思想堅固で、かつ身体強健な者
- (4) 過去に国見町消防団としての活動経験が 5 年以上ある者

(任命)

第 4 条 機能別団員は、消防団長が任命する。

(任務)

第 5 条 機能別消防団員の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 火災の初期消火活動及び補助
- (2) 災害時の支援活動
- (3) その他消防団長が特に必要と認める職務

(任期)

第 6 条 機能別消防団員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(処遇)

第7条 機能別消防団員の処遇は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 機能別団員には、国見町消防団設置等に関する条例(昭和44年国見町条例第16号)に基づき費用弁償を支給する。ただし、報酬は支給しない。
- (2) 機能別団員の表彰は、国、県、町等へは具申しない。
- (3) 機能別団員が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職報償金を支給する。退職報償金の額並びに支給方法は、市町村消防団退職報償金支給条例(昭和54年福島県市町村総合事務組合条例第14号)に基づき支給するものとする。ただし、基本消防団員として勤務していた年数は通算しないものとする。

(貸与品等)

第8条 機能別団員には、消防任務に従事するため被服、ヘルメット等を貸与する。ただし、退団した場合は返却するものとする。

(訓練等)

第9条 機能別団員は、原則として、平常時に行う分団活動への参加を要しない。ただし、分団長は、機能別団員の教養及び基礎的技術を習得させるため、消防活動において必要な訓練を毎年1回以上行うこととする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月12日から施行する。